

入札の公告

【整理番号101】

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年9月11日

北海道上川総合振興局長

1 入札に付す事項

- (1) 業務名 旭川建設管理部事業課管内除雪業務
- (2) 業務場所 旭川市、鷹栖町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、東神楽町、比布町、幌加内町
- (3) 委託期間 令和8年10月30日から令和9年5月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 業務概要

作業内容は、別添「道路除雪業務処理要領」のとおり

ア 除雪及び排雪業務

- (ア) 冬季除雪(令和8年10月30日～令和9年3月31日)
車道除雪延長 552.7km 排雪延長 101.4km 歩道除雪延長 446.5km
路線名：旭川停車場線外 58 路線（別紙（2）のとおり）
- (イ) 春季除雪(令和9年4月1日～令和9年5月31日)
車道除雪延長 628.0km 雪割延長 58.1km 歩道除雪延長 446.5km
路線名：旭川停車場線外 60 路線（別紙（2）のとおり）

イ 使用する機械

- (ア) 貸与車(上川総合振興局から受託者に貸与し除雪業務処理に使用する機械)

機 械 名	規 格・装 置 等	台 数		備 考
		冬季	春季	
別紙（1）アのとおり				

- (イ) 民有車(受託者が保有し除雪業務処理に使用する機械)

機 械 名	規 格・装 置 等	台 数		備 考
		冬季	春季	
別紙（1）イのとおり				

※台数は積算上の想定台数であり、各機械とも概ね記載された台数以上を保有していること。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道上川総合振興局告示第89号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川総合振興局 3 階 入札室

(2) 入札日時

令和 8 年 10 月 22 日(木)午後 1 時 30 分

(3) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

5 送付による入札 認めない。

6 入札保証金 入札保証金は、免除する。

7 契約保証金 契約保証金は、免除する。

8 落札者の決定方法全ての入札単価が、北海道財務規則(昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。)第 151 条第 1 項の規定により定めたそれぞれの予定単価の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

10 契約書作成の要否 必要とする。

11 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 設計図書等は、閲覧期間中、インターネットにより閲覧ができる。

「建設部見積用参考資料等提供システム(Q u M a O S)

<https://www.qumaos-hokkaido.jp/qumaos/>」(北海道のホームページにリンク)

ア 閲覧期間

令和 8 年 9 月 11 日(金)から令和 8 年 10 月 21 日(水)まで

イ 閲覧に供する図面、仕様書等につきましては、全て電子データとなります。紙による閲覧用資料はありませんので、留意してください。

ウ 閲覧に供した電子データの設計図書は、落札者においては契約図書となりますので、これらの電子データを必ず取得するとともに保存をお願いします。

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、電子メール、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和 8 年 9 月 11 日(金)から令和 8 年 10 月 6 日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課

メールアドレス: asahikawadoboku.koji1@pref.hokkaido.lg.jp

FAX 番号: 0166-46-5372

(3) 質問に対する回答は、電子メールによるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和 8 年 10 月 7 日(水)から令和 8 年 10 月 21 日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 閲覧場所

旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号

北海道上川総合振興局旭川建設管理部閲覧室

12 その他

- (1) 開札の時(落札者の決定前まで)において、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書記載金額
入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(単価)とすること。なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)
- (3) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (4) 前金払 最低保証額の10分の3以内とする。
- (5) 概算払 概算払いはしない。
- (6) 部分払 各月の実績分を請求することができる。ただし前払金を超えた額とする。
- (7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (8) 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再入札を行うものとする。また、再入札によっても落札に至らなかった場合は、政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることとし、入札参加者のうち、入札総価額が最低の者から見積書を徴する。
- (9) 入札に参加する者は、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (11) この入札の執行は、公開する。
- (12) その他不明な点は、北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課(電話:0166-46-4912)に照会すること。